

## 国立大学法人鳴門教育大学公益通報者保護規程

平成20年 3月24日

規程第 56号

改正 平成21年 3月31日規程第33号  
平成22年 3月24日規程第30号  
平成29年 3月 8日規程第23号  
平成31年 3月13日規程第13号  
令和 2年 3月19日規程第24号  
令和 4年 7月13日規程第55号  
令和 8年 3月11日規程第21号

### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「公益通報者保護法」という。）に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に関係する者からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令等を遵守する体制の強化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「職員等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学の役員及び職員（パートタイム職員を含む。）（本学を退職後1年以内の職員を含む。）
- (2) 本学の業務に従事する派遣労働者（本学での派遣終了後1年以内の者を含む。）
- (3) 本学と物品購入又は役務契約を行う事業者の役員及び職員（退職後1年以内の職員を含む。）

2 この規程において、「公益通報」とは、職員等が不正の利益・加害等の目的をもち、職員等による違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を、第3条に規定する窓口に通報することをいう。

3 この規程において、「通報者」とは、通報を行った者（職員等に限る。）をいう。

4 この規程において、「被通報者」とは、不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。

5 この規程において、「公益通報対応業務」とは、第2項に規定する通報を受け、又は通報に関する調査をし、若しくは通報に対する是正に必要な措置を行う業務をいう。

6 この規程において、「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。

### (相談・通報窓口)

第3条 職員等からの法令違反行為等に関する相談又は通報を受け付けるための窓口を、法人運営部に置く。

2 法人運営部に置く窓口については、企画調整役をもって充てる。

3 第1項に規定する窓口は、法人運営部に置くほか、外部機関に置くことができる。

(窓口利用者及び通報等の方法)

第4条 窓口の利用者は、職員等とする。

2 窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面又は面会とする。

3 公益通報は、公益通報票（別記様式）により行うものとし、窓口に提出するものとする。ただし、公益通報票以外により行われた場合であっても、通報を受け付けるものとする。

（通報の受付）

第5条 公益通報を受け付けた者は、速やかに学長にこの旨を報告するとともに、通報者（匿名による場合を除く。）に対して、通報を受けた日から20日以内に通報を受け付けた旨及び事実調査の実施、その他今後の対応について通知するものとする。

2 公益通報の内容が、本学学長又は理事に関係する又は関係すると疑われるものであった場合における前項の規定の適用については、同項中「学長」とあるのは、「監事」とする。

（事実調査等）

第6条 学長（前条第2項の規定の適用を受ける場合は、監事）は、前条の規定により報告を受けた場合は、事実調査を行うための調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、公益通報の内容が、次に掲げる者に関係する又は関係すると疑われるものであった場合には、他の者をもって充てる。

(1) 事務局長

(2) 企画調整役

(3) その他学長（前条第2項の規定の適用を受ける場合は、監事）が必要と認める者 若干人

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。ただし、前項ただし書に該当する場合は、他の者をもって充てる。

4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

5 委員会に事務担当者を置くことができる。

6 委員会は、調査結果を速やかに学長（第5条第2項の規定の適用を受ける場合は、監事）に報告するものとする。

（協力義務）

第7条 職員等は、委員会が行う調査に協力しなければならない。

（是正措置等）

第8条 学長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに必要な是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 学長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者（本学の理事及び職員に限る。）に対し、懲戒処分等を行うことができる。

3 監事は、調査の結果、学長による不正行為が明らかになった場合には、国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議規則（平成16年規則第4号。以下「学長選考等規則」という。）に基づき、当該会議に報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第9条 職員等は、相談、通報及び調査への協力を行ったこと等を理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けない。また、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号並びに第6条第2号及び第3号に規定する保護要件を満たす公益通報を行った者も同様とする。

2 学長は、相談、通報及び調査への協力を行った職員等に対し、そのことを理由として、その者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。又、相談、通報及び調査への協力を行った職員等に対して不利益な取扱いや、嫌がらせ等を行った者（本学の理事及び職員に限る。）がいた場合には、懲戒処分等を行うことができる。

3 監事は、学長による、相談、通報及び調査への協力を行った職員等に対して不利益な取扱いや、嫌がらせ等が明らかになった場合には、学長選考等規則に基づき、当該会議に報告しなければならない。

(情報の管理)

第10条 第3条に規定する窓口は、窓口の利用者の氏名及び職員番号を含む窓口を利用する者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の窓口と共有してはならない。また、窓口を利用した者が、あらかじめ明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を窓口以外と共有してはならない。

2 第6条に規定する委員会委員及び事務担当者は、第7条に規定する調査に協力した者の氏名及び職員番号を含む調査に協力する者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の窓口、委員及び事務担当者と共有してはならない。また、調査に協力した者が、あらかじめ明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を窓口、委員及び事務担当者以外と共有してはならない。

3 調査により得られた情報は、窓口、調査委員会委員及び調査委員会事務担当者、是正措置等の検討に参与する職員及び役員、並びに必要な応じて行政機関に限り共有するものとする。

4 役員及び職員は、通報又は相談した者、調査に協力した者が誰であるかについて、探索してはならない。

5 役員及び職員は、この規程に定めるもののほか、法令に基づく場合等正当な理由がない限り、相談及び通報に関する情報を秘密にしなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 従事者は、相談又は通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示又は提供してはならない。

2 学長は、正当な理由なく個人情報を開示した者（理事及び職員に限る。）に対し、懲戒処分等を行うことができる。

3 監事は、学長が正当な理由なく個人情報を開示した場合には、学長選考等規則に基づき、当該会議に報告しなければならない。

(通知)

第12条 学長は、通報者（匿名による場合を除く。）に対して、調査結果及び執った是正措置等について、被通報者のプライバシーに配慮し、遅滞なく通知しなければならない。

い。

2 学長は、第2条第6項の適用を受ける次の者に対し、従事者となることを通知しなければならない。

(1) 第3条に規定する窓口

(2) 第6条に規定する委員会委員及び事務担当者

(3) この規程の実施に際し、公益通報者を特定させる事項を伝達される者（前2号に掲げる者を除く。）

(不正の目的)

第13条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の通報を行った者（理事及び職員に限る。）に対し、懲戒処分等を行うことができる。

3 監事は、学長が虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報を行った場合には、学長選考等規則に基づき、当該会議に報告しなければならない。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第14条 窓口以外の本学関係者が公益通報に関する相談又は通報を受けたときは、速やかに窓口はその旨を連絡するとともに、当該相談等を行った者に対し窓口相談・通報するよう助言しなければならない。

(その他)

第15条 この規程の実施に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月13日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。